

令和3年度地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月から消費税の税率が5%から8%に改正され、令和元年10月からは10パーセントに改正されました。この引上げによる増収分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされております。

令和3年度一般会計予算における用途の状況は、下記のとおりです。

(歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分) 144,824千円

(歳出)社会保障施策に要する経費のうち一般財源充当額1,090,620千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
社会福祉	障害者福祉事業	436,134	152,001	93,110		399	190,624	25,313
	高齢者福祉事業	26,956	0	893		362	25,701	3,413
	児童福祉事業	760,735	315,772	134,516		28,728	281,719	37,410
	母子福祉事業	6,090	0	2,711		0	3,379	449
	小計	1,229,915	467,773	231,230	0	29,489	501,423	66,584
社会保険	国民健康保険事業	120,679	19,064	54,467		0	47,148	6,261
	介護保険事業	197,458	5,423	2,711		0	189,324	25,141
	後期高齢者医療事業	253,562	0	31,662		4,554	217,346	28,861
	小計	571,699	24,487	88,840	0	4,554	453,818	60,263
保健衛生	予防事業	50,765	1,385	0		210	49,170	6,529
	健康増進事業	32,150	387	3,807		3,328	24,628	3,270
	母子保健事業	76,144	670	13,699		194	61,581	8,177
	小計	159,059	2,442	17,506	0	3,732	135,379	17,977
合計	1,960,673	494,702	337,576	0	37,775	1,090,620	144,824	